

公益的法人等への職員の派遣に関する条例第2条第1項の規定に基づく職員を派遣することができる法人を定める規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和2年3月31日

宇治市長 山本 正

宇治市規則第17号

公益的法人等への職員の派遣に関する条例第2条第1項の規定に基づく職員を派遣することができる法人を定める規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣に関する条例第2条第1項の規定に基づく職員を派遣することができる法人を定める規則（平成14年宇治市規則第20号）の一部を次のように改正する。

本則第2号を次のように改める。

(2) 公益財団法人全国市町村研修財団

本則に次の1号を加える。

(3) 日本下水道事業団

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(揭示済)

宇治市事務分掌規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和2年3月31日

宇治市長 山本 正

宇治市規則第18号

宇治市事務分掌規則の一部を改正する規則

宇治市事務分掌規則（昭和58年宇治市規則第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「、政策経営部行政経営課」を「、政策経営部政策総務課」に「、産業地域振興部文化自治振興課」を「、産業地域振興部自治振興課」に改める。

別表第1中「

Table with 2 columns: 行政経営課, 経営推進係 法規係; 政策推進課, 企画係 調査統計係; 財務課, 財務係

」

「

Table with 2 columns: 政策総務課, 法規行政係 調査統計係; 経営戦略課, 未来プロジェクト推進室; 財務課, 財務第1係 財務第2係

」

「

Table with 2 columns: 文化自治振興課, 自治振興係 文化係 市民相談係

」

「

Table with 2 columns: 自治振興課, 自治振興係 市民相談係; 文化スポーツ課, 文化係 スポーツ係

」

別表第2市長公室の部人事課人事研修係の項第8号中「非常勤職員の任命」を「会計年度任用職員の任用等」に改め、同表政策経営部の部を次のとおり改める。

政策経営部

Table with 3 columns: 課, 係, 分掌事務. 政策総務課, 法規行政係, (1) 部の庶務に関する事, (2) 市議会の招集及び議案の提出に関する事

Main table with 2 columns: 調査統計係, 経営戦略課, 未来プロジェクト推進室, 財務課. Lists various administrative tasks and projects.

別表第2産業地域振興部の部中

文化自治振興課	自治振興係	(1) 部及び課の庶務に関すること。 (2) コミュニティセンターに関すること。 (3) ふれあいセンターに関すること。 (4) 町内会との連絡調整に関すること。 (5) 集会所に関すること。 (6) 市民憲章及び市歌の推進に関すること。 (7) 地縁団体に関すること。 (8) 地域社会貢献者表彰に関すること。 (9) 特定非営利活動法人に関すること。 (10) その他地域コミュニティ施策の推進に関すること。 (11) その他部内における他の課に属しないこと。
	文化係	(1) 芸術及び文化の振興に関すること。 (2) 紫式部文学賞関連事務に関すること。 (3) 紫式部文学賞イベント実行委員会事務局に関すること。 (4) 宇治市少年少女合唱団に関すること。 (5) 市民交流ロビーコンサートに関すること。 (6) その他文化施策に関すること。 (7) 公益財団法人宇治市文化センターに関すること。
	市民相談係	(1) 市民の意見、陳情、要望等に関すること。 (2) 市民相談に関すること。 (3) 広聴活動の企画並びに資料の収集及び整備に関すること。 (4) 消費者の啓発に関すること。 (5) 消費生活相談に関すること。 (6) 消費者団体に関すること。 (7) その他消費生活に関すること。

		(5) 消費生活相談に関すること。 (6) 消費者団体に関すること。 (7) その他消費生活に関すること。
文化スポーツ課	文化係	(1) 芸術及び文化の振興に関すること。 (2) 紫式部文学賞関連事務に関すること。 (3) 紫式部文学賞イベント実行委員会事務局に関すること。 (4) 宇治市少年少女合唱団に関すること。 (5) 市民交流ロビーコンサートに関すること。 (6) その他文化施策に関すること。 (7) 公益財団法人宇治市文化センターに関すること。
	スポーツ係	(1) スポーツ推進委員に関すること。 (2) スポーツの推進に関すること。 (3) スポーツ及びレクリエーションの団体に関すること。 (4) スポーツ施設の整備計画及び管理に関すること。 (5) その他市民のスポーツ及びレクリエーションに関すること。

に改め、同部観光振興課観光係の項中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) JR宇治駅前市民交流プラザに関すること。

別表第2人権環境部の部男女共同参画課の項中第6号を削り、第7号を第6号とし、同部環境企画課生活環境係の項中第10号を削り、第11号を第10号とし、第12号から第17号までを1号ずつ繰り上げ、同表福祉こども部の部地域福祉課地域援護係の項中第20号を第22号とし、第19号の次に次の2号を加える。

(20) 自殺対策計画に関すること。

(21) ひきこもり相談窓口の委託に関すること。

別表第2福祉こども部の部障害福祉課自立支援係の項に次の1号を加える。

(14) 障害者の権利擁護制度に関すること。

別表第2福祉こども部の部保育支援課管理係の項第4号中「非常勤職員等」を「保育所に係る会計年度任用職員」に改め、同部保育支援課保育支援係の項第2号中「支給認定」を「教育・保育給付認定（保育認定子どもに係るものに限る。）」に改め、同表健康長寿部健康生きがい課地域包括ケア・介護予防推進係の項第5号中「権利擁護制度」を「高齢者の権利擁護制度」に改め、同項第10号を削り、同部国民健康保険課国保管理係の項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第7号までを1号ずつ繰り上げ、同部国民健康保険課国保料収納係の項中第4号を削り、第5号を第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

(5) 京都地方税機構との連絡及び調整に関すること。

別表第2都市整備部の部歴史まちづくり推進課拠点整備係の項第3号及び同部歴史まちづくり推進課文化財保護係の項第3号中「宇治川太閤堤跡歴史公園」を「お茶と宇治のまち歴史公園」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(揭示済)

行政組織の変更に伴う関係規則の整理に関する規則を、ここに公布する。

を

自治振興課	自治振興係	(1) 部及び課の庶務に関すること。 (2) コミュニティセンターに関すること。 (3) ふれあいセンターに関すること。 (4) 町内会との連絡調整に関すること。 (5) 集会所に関すること。 (6) 市民憲章及び市歌の推進に関すること。 (7) 地縁団体に関すること。 (8) 地域社会貢献者表彰に関すること。 (9) 特定非営利活動法人に関すること。 (10) その他地域コミュニティ施策の推進に関すること。 (11) その他部内における他の課に属しないこと。
	市民相談係	(1) 市民の意見、陳情、要望等に関すること。 (2) 市民相談に関すること。 (3) 広聴活動の企画並びに資料の収集及び整備に関すること。 (4) 消費者の啓発に関すること。

令和2年3月31日

宇治市長 山本 正

宇治市規則第19号

行政組織の変更に伴う関係規則の整理に関する規則

(宇治市防災規則の一部改正)

第1条 宇治市防災規則(昭和38年宇治市規則第24号)の一部を次のように改正する。

別表第1情報班の項中「文化自治振興課市民相談係」を「自治振興課市民相談係」に改め、同表産業班の項中

「文化自治振興課自治振興係」を「自治振興課自治振興係」に改め、文化自治振興課文化係、文化スポーツ課に改める。

(宇治市公報発行規則の一部改正)

第2条 宇治市公報発行規則(昭和45年宇治市規則第49号)の一部を次のように改正する。

第5条中「、政策経営部行政経営課長」を「、政策経営部政策総務課長」に改める。

(宇治市環境保全連絡調整会議設置規則の一部改正)

第3条 宇治市環境保全連絡調整会議設置規則(昭和57年宇治市規則第37号)の一部を次のように改正する。

別表中「行政経営課長」を「政策総務課長」に、「文化自治振興課長」を「自治振興課長」に改める。

(宇治市土地利用対策審議会規則の一部改正)

第4条 宇治市土地利用対策審議会規則(昭和58年宇治市規則第55号)の一部を次のように改正する。

別表中「政策推進課長」を「経営戦略課長」に、「文化自治振興課長」を「自治振興課長」に改める。

(宇治市職員の管理職手当に関する規則の一部改正)

第5条 宇治市職員の管理職手当に関する規則(昭和59年宇治市規則第21号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第8号中「主幹」を「主幹、学校規模適正化推進室長」に改める。

(宇治市職員安全衛生管理規則の一部改正)

第6条 宇治市職員安全衛生管理規則(昭和62年宇治市規則第38号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「、宇治市大久保青少年センター条例」を「並びに宇治市大久保青少年センター条例」に改め、「並びに宇治市青少年指導センター条例(昭和62年宇治市条例第34号)第1条に規定する青少年指導センター」を削る。

(宇治市歴史街道事業推進会議設置規則の一部改正)

第7条 宇治市歴史街道事業推進会議設置規則(平成5年宇治市規則第44号)の一部を次のように改正する。

別表中「課長等」を「課長」に、「政策推進課長」を「経営戦略課長」に、「文化自治振興課長」を「文化スポーツ課長」に、「生涯学習課長」を「生涯学習課長、博物館管理課長」に、「生涯学習課長」を「生涯学習課長、博物館管理課長」に、「源氏物語ミュージアム館長、生涯学習センター所長、中央図書館長、歴史資料館長」を「中央図書館長」に改める。

附則 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(宇治市都市経営戦略推進本部設置規則の一部改正)

第11条 宇治市都市経営戦略推進本部設置規則(平成31年宇治市規則第1号)の一部を次のように改正する。

第7条中「、政策経営部行政経営課又は政策推進課」を「、政策経営部経営戦略課」に改める。

別表第2中「行政経営課長(本部会議に付議する事項が第2条第1号及び第2号に掲げる事項に係るものに限る。)」を「政策総務課長」に、「文化自治振興課長」を「自治振興課長、文化スポーツ課長」に、「生涯学習課長」を「生涯学習課長、博物館管理課長」に、「源氏物語ミュージアム館長、生涯学習センター所長、中央図書館長、歴史資料館長」を「中央図書館長」に改める。

Table with 2 columns: 教育部, 生涯学習課長, 博物館管理課長

(宇治市公印規則の一部改正)

第8条 宇治市公印規則(平成7年宇治市規則第6号)の一部を次のように改正する。

別表中「行政経営課長」を「政策総務課長」に、「文化自治振興課長」を「自治振興課長」に改める。

(宇治市指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則の一部改正)

第9条 宇治市指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則(平成17年宇治市規則第31号)の一部を次のように改正する。

第8条中「、政策経営部行政経営課」を「、政策経営部経営戦略課」に改める。

(宇治市職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部改正)

第10条 宇治市職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則(平成19年宇治市規則第3号)の一部を次のように改正する。

別表第1の4級及び5級の項中「所長補佐」を「所長補佐、未来プロジェクト推進室長」に、「又は農業委員会事務局次長」を「、農業委員会事務局次長又は教務」に改め、同表の6級の項中「保育所長」を「保育所長、学校規模適正化推進室長」に改める。

(宇治市都市経営戦略推進本部設置規則の一部改正)

第11条 宇治市都市経営戦略推進本部設置規則(平成31年宇治市規則第1号)の一部を次のように改正する。

第7条中「、政策経営部行政経営課又は政策推進課」を「、政策経営部経営戦略課」に改める。

別表第2中「行政経営課長(本部会議に付議する事項が第2条第1号及び第2号に掲げる事項に係るものに限る。)」を「政策総務課長」に、「文化自治振興課長」を「自治振興課長、文化スポーツ課長」に、「生涯学習課長」を「生涯学習課長、博物館管理課長」に、「源氏物語ミュージアム館長、生涯学習センター所長、中央図書館長、歴史資料館長」を「中央図書館長」に改める。

附則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(揭示済)

宇治市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和2年3月31日

宇治市長 山本 正

宇治市規則第20号

宇治市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

宇治市情報公開条例施行規則(平成17年宇治市規則第11号)の一部を次のように改正する。

第12条中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を第7号とする。

附則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(揭示済)

宇治市電子計算機処理の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和2年3月31日

宇治市長 山本 正

宇治市規則第21号

宇治市電子計算機処理の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則

宇治市電子計算機処理の管理及び運営に関する規則（平成6年宇治市規則第34号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

区分	主管課等
ホームページ作成管理システム	秘書広報課
人事給与システム	人事課
例規集検索システム	政策総務課
ペーパーレス会議システム	経営戦略課
政策評価・財務会計システム	経営戦略課・財務課・会計室
決算統計システム	財務課
文書管理システム	総務課
グループウェア	IT推進課
統合型GIS	IT推進課
セキュリティーシステム	IT推進課
24時間総合案内システム	IT推進課
契約管理システム	契約課
個人住民税システム	市民税課
軽自動車税システム	市民税課
法人住民税システム	市民税課・納税課
固定資産税システム	資産税課
画地システム	資産税課
家屋評価システム	資産税課
収滞納管理システム	納税課・国民健康保険課
住民記録システム	市民課
印鑑証明システム	市民課
住民記録バックアップシステム	市民課
住民基本台帳ネットワークシステム	市民課
公的個人認証システム	市民課
戸籍情報システム	市民課
利子補給システム	産業振興課
犬登録管理システム	環境企画課
生活保護システム	生活支援課
障害福祉システム	障害福祉課
児童福祉システム	こども福祉課
育成学級システム	こども福祉課
保育システム	保育支援課
乳幼児健診システム	保健推進課
健康管理システム	保健推進課・健康生きがい課
介護保険システム	介護保険課
福祉医療システム	年金医療課
国民年金システム	年金医療課
後期高齢者医療システム	年金医療課
国民健康保険システム	国民健康保険課

土木設計積算システム	建設総括室
成績評定システム	建設総括室
街灯管理システム	維持課
公営住宅管理システム	住宅課
公園管理システム	公園緑地課
建築行政共用データベースシステム	建築指導課
会議録検索システム	議会事務局
選挙システム	選挙管理委員会事務局
農地台帳システム	農業委員会事務局
水道財務会計システム	水道総務課
上下水道料金システム	営業課
給水装置台帳管理システム	工務課
上下水道設計積算システム	配水課・下水道建設課
下水道財務会計システム	下水道計画課
下水道設備台帳システム	下水道計画課
下水道管理システム	下水道管理課
学齢簿管理システム	教育支援センター学校教育課
図書館蔵書検索・予約システム	中央図書館・東宇治図書館・西宇治図書館

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(揭示済)

宇治市畜場条例施行規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和2年3月31日

宇治市長 山本 正

宇治市規則第23号

宇治市畜場条例施行規則の一部を改正する規則

宇治市畜場条例施行規則（昭和59年宇治市規則第10号）の一部を次のように改正する。

第7条中「に畜場」を「（以下「指定管理者」という。）に畜場」に、「第6条第1項」を「前条第1項」に、「適用」を「適用について」に、「第6条第1項中」を「前条第1項中」に改め、同条に次の1項を加える。

2 条例第11条第1項の規定により同項に規定する利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合において、使用者が同項に規定する葬祭場等を使用するとき（同項に規定する葬祭場等及び火葬場を使用するときを含む。）における第5条の規定の適用については、同条中「第7条」とあるのは「第11条第4項（火葬場にあつては、第7条）」と、「使用料」とあるのは「利用料金（火葬場にあつては、使用料）」と、「宇治市畜場使用料減免申請書（別記様式第3号）」とあるのは「宇治市畜場使用料減免申請書（火葬場にあつては、宇治市畜場使用料減免申請書（別記様式第3号））」と、「市長に」とあるのは「指定管理者（火葬場にあつては、市長）に」とする。

別記様式第1号及び別記様式第2号中「12,000円」を「円」に、「90,000円」を「円」に、「8,000円」を「円」に、「60,000円」を「円」に、「6,000円」を「円」に、「45,000円」を「円」に、「3,600円」を「円」に、「27,000円」を「円」に、「800円」を「円」に、「6,000円」を「円」に、「12,900円」を「円」に、「2,400円」を「円」に、「8,600円」を「円」に、

」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(揭示済)

宇治市福祉に関する事務所の長に対する事務委任規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和2年3月31日

宇治市長 山本 正

宇治市規則第24号

宇治市福祉に関する事務所の長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

宇治市福祉に関する事務所の長に対する事務委任規則(昭和46年宇治市規則第36号)の一部を次のように改正する。

第2条第13号中「及び同法第77条の2第1項に規定する当該金額の徴収に関すること」を削り、同条中第17号を削り、第18号を第17号とし、第19号を第18号とする。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(揭示済)

昭和天皇の大喪の礼の行われる日を保育所等の休日とする規則及び昭和天皇の大喪の礼の行われる日を宇治市職員の休日とする規則を廃止する規則を、ここに公布する。

令和2年3月31日

宇治市長 山本 正

宇治市規則第25号

昭和天皇の大喪の礼の行われる日を保育所等の休日とする規則及び昭和天皇の大喪の礼の行われる日を宇治市職員の休日とする規則を廃止する規則

昭和天皇の大喪の礼の行われる日を保育所等の休日とする規則(平成元年宇治市規則第4号)及び昭和天皇の大喪の礼の行われる日を宇治市職員の休日とする規則(平成元年宇治市規則第5号)は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(揭示済)

宇治市中小企業低利融資規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和2年3月31日

宇治市長 山本 正

宇治市規則第27号

宇治市中小企業低利融資規則の一部を改正する規則

宇治市中小企業低利融資規則(昭和41年宇治市規則第14号)の一部を次のように改正する。

第4条第5号中「1.4パーセント」を「1.3パーセント」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の宇治市中小企業低利融資規則の規定は、この規則の施行の日以後に融資の実行のある者について適用し、同日前に融資の実行のあった者については、なお従前の例による。

(揭示済)

告 示

宇治市告示第41号

宇治市帳票管理要綱の一部を改正する要綱を、次のとおり定める。

令和2年3月31日

宇治市長 山本 正

宇治市帳票管理要綱の一部を改正する要綱

宇治市帳票管理要綱(平成10年宇治市告示第36号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中

「 を

係事務コード(3)	文書コード(4)	

」

「 に

--

」

改める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の宇治市帳票管理要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に作成し、使用し、及び管理する帳票について適用し、同日前に作成し、使用し、及び管理した文書については、なお従前の例による。

(揭示済)

宇治市告示第42号

宇治市文書区分等に関する要綱の一部を改正する要綱を、次のとおり定める。

令和2年3月31日

宇治市長 山本 正

宇治市文書区分等に関する要綱の一部を改正する要綱

宇治市文書区分等に関する要綱(平成10年宇治市告示第56号)の一部を次のように改正する。

別表の第1の部第2項を次のように改める。

2 文書区分は、文書を取得し、又は作成したときの執行機関別の区分及び部課別の区分により構成される。

別表の第3の部第1項第3号及び第4号を削り、同部第2項及び第3項を削る。

別表の第4の部第1項第2号ア(ウ)中

「 を

政策推進課	0500100	政推
行政経営課	0500050	政行

」

「 に改め、同号ア(

政策総務課	0500060	政総
経営戦略課	0500110	政経

」

オ)中「 を

文化自治振興課	2100100	産文
---------	---------	----

」

「 に改め、同号

自治振興課	2100110	産自
文化スポーツ課	2100120	産文

エ中「」を

広野公民館	1000356	教広公
-------	---------	-----

「」に、

広野公民館	1000356	教広公
教育部博物館管理課	1000360	教博

「」を

教育部教育支援センター	1060200	教支支
教育支援課		
青少年指導センター	5000200	教青指

「」に、

教育部教育支援センター	1060200	教支支
教育支援課		

「」を

大久保青少年センター	5000700	教大青
宇治市立大久保幼稚園	7000610	教大幼

「」に改

大久保青少年センター	5000700	教大青
------------	---------	-----

め、同部第2項を削る。

別表の第5の部を削る。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の宇治市文書区分等に関する要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に作成し、又は取得する文書について適用し、同日前に作成し、又は取得した文書については、なお従前の例による。

(揭示済)

宇治市告示第43号

宇治市手話通訳者派遣事業実施要綱の一部を改正する要綱を、次のとおり定める。

令和2年3月31日

宇治市長 山本 正

宇治市手話通訳者派遣事業実施要綱の一部を改正する要綱(宇治市手話通訳者派遣事業実施要綱(昭和57年宇治市告示第48号)の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市に住所を有する聴覚障害者及び音声又は言語機能障害者(以下「聴覚障害者等」という。)の福祉の向上を図るため、聴覚障害者等が社会参加のために円滑な意思疎通を図る上で支障がある場合に手話通訳者を派遣することについて必要な事項を定めるものとする。

第9条中「、必要」を「必要」に改め、同条を第10条とし、第7条及び第8条を1条ずつ繰り下げ、第6条第1項中「1,470円」を「1,500円」に改め、同条第2項中「(業務指示により

研修として市内の聴覚障害者の集会又は行事に参加する場合を含む。)」を削り、「1,470円」を「1,500円」に改め、同条を第7条とし、第5条中「を市長に提出しなければ」を「により市長に報告しなければ」に改め、同条を第6条とし、第4条第1項中「申請を受けた」を「規定による申請があつた」に、「、その」を「、手話通訳者の派遣の」に、「、申請者に対して手話通訳者派遣決定通知書」を「、手話通訳者派遣決定・却下通知書」に、「を送付する」を「により当該申請をした者に通知する」に改め、同条第2項中「を必要」を「が必要である」に、「を送付する」を「により当該選定した手話通訳者に通知する」に改め、同条を第5条とし、第3条本文中「手話通訳者の派遣を必要とするもの」を「前条第1項の規定により手話通訳者の派遣を受けようとするとき」に、「を市長に提出しなければ」を「により市長に申請しなければ」に改め、同条ただし書中「、急」を「、緊急」に改め、同条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

(派遣の対象)

第3条 市長は、聴覚障害者等が次の各号に掲げる場合において、手話通訳によるほかに適当な意思疎通の方法が得られないときに限り、手話通訳者を派遣するものとする。

- (1) 公的機関主催の講演、講座等に参加する場合
- (2) 宇治市ろうあ協会その他の福祉団体主催の会議等に参加する場合
- (3) 医療機関において、診療を受け、又は相談する場合
- (4) 冠婚葬祭、自治会における活動その他の社会生活を営む場合
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、市長が必要があると認める場合

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、手話通訳者を派遣しないものとする。

- (1) 営利を目的としている場合
- (2) 聴覚障害者等の個人の趣味又は娯楽に関する場合
- (3) 政治的又は宗教的な目的を有している場合
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、市長が派遣が適当でないと認める場合

別記様式第1号中「第3条」を「第4条」に、「住所」を「住所又は所在地」に、「電話等」を「ファクシミリ番号等」に、

「」を「」に、「

電話	電話番号
----	------

集会」を「行事」に改め、「(以前に申請した場所については不要)」、「N」及び「(該当に○印)」を削り、

「」

「」を

会議打合せ・懇談会・診療 ・講演学習会・手続・相談 ・その他( )
---

「」に、

--

※決 裁 年月日	適・否	課 長	副 課 長	係 長	担 当
-------------	-----	--------	-------------	--------	--------

備考

を「備考」に、「結構です。(」を「結構です。(郵便番号611-8501)」に、「急」を「緊急」に改める。

別記様式第2号中「第4条」を「第5条」に、「手話通訳者派遣決定通知書」を「手話通訳者派遣決定・却下通知書」に、「付」を「付け」に、「許可します」を「決定します」に、「集会」を「行事」に改める。

別記様式第3号中「第4条」を「第5条」に改める。

別記様式第4号中「第5条」を「第6条」に、「様」を「宛て」に、「集会」を「行事」に、「」を「備考」

※決裁		課長		係長		担当	
年月日							

備考

に改める。

附則

(施行期日)

- この要綱は、令和2年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 改正後の宇治市手話通訳者派遣事業実施要綱(以下「改正後の要綱」という。)第7条の規定は、この要綱の施行の日(以下「施行日」という。)以後の派遣及び研修に係る業務について適用し、施行日前の派遣及び研修に係る業務については、なお従前の例による。
- 改正前の宇治市手話通訳者派遣事業実施要綱(以下「改正前の要綱」という。)の規定により提出され、又は送付されている施行日以後における手話通訳者の派遣に係る様式書類は、改正後の要綱の規定により申請され、通知され、又は報告されたものとみなす。
- この要綱の施行の際現に改正前の要綱の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

(揭示済)

### 宇治市告示第44号

宇治市要約筆者派遣事業実施要綱の一部を改正する要綱を、次のとおり定める。

令和2年3月31日

宇治市長 山本 正

宇治市要約筆者派遣事業実施要綱の一部を改正する要綱

宇治市要約筆者派遣事業実施要綱(昭和62年宇治市告示第55号)の一部を次のように改正する。

第3条各号列記以外の部分中「聴覚障害者」を「市長は、聴覚障害者」に改め、同条第2号中「宇治市難聴者協会」を「宇治市中途失聴・難聴者協会」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、要約筆者を派遣しないものとする。

- 営利を目的としている場合
- 聴覚障害者の個人の趣味又は娯楽に関する場合
- 政治的又は宗教的な目的を有している場合
- 前3号に掲げる場合のほか、市長が派遣が適当でないと認める場合

第4条本文中「前条」を「前条第1項」に、「を市長に提出しなければ」を「により市長に申請しなければ」に改め、同条ただし書中「急」を「緊急」に改める。

第5条第1項中「申請書を受理した」を「規定による申請があった」に、「を当該申請書を提出した者に送付する」を「により当該申請をした者に通知する」に改め、同条第2項中「を当該」を「に

より当該」に、「送付する」を「通知する」に改める。

第7条第1項中「1,470円」を「1,500円」に改め、同条第2項中「(業務指示により研修として宇治市内の聴覚障害者の集会又は行事に参加する場合を含む。)」を削り、「1,470円」を「1,500円」に改める。

第9条を第10条とし、第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

(研修)

第8条 市長は、要約筆者に年1回以上の研修を受けさせることができる。

別記様式第1号中

「」を「」に改め

電話番号( )
---------

電話番号
------

、「N」を削り、同様式の備考第2項中「集会」を「行事」に改

め、同様式の備考第3項中「宇治市宇治琵琶33」を「(郵便番号611-8501 宇治市宇治琵琶33)」に改め、同様式の備考第4項中「急」を「緊急」に改める。

附則

(施行期日)

- この要綱は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第3条第2号の改正規定は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- 改正後の第7条の規定は、この要綱の施行の日(以下「施行日」という。)以後の派遣及び研修に係る業務について適用し、施行日前の派遣及び研修に係る業務については、なお従前の例による。
- 改正前の第4条の規定により提出されている施行日以後における要約筆者派遣申請書は、改正後の第4条の規定により申請されたものとみなす。
- この要綱の施行の際現に改正前の別記様式第1号の規定により作成されている要約筆者派遣申請書は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

(揭示済)

### 宇治市告示第46号

宇治市緊急通報装置設置要綱の一部を改正する要綱を、次のとおり定める。

令和2年3月31日

宇治市長 山本 正

宇治市緊急通報装置設置要綱の一部を改正する要綱

宇治市緊急通報装置設置要綱(昭和62年宇治市告示第85号)の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「(目的)」に改め、同条中「低所得者の一人暮らし」を「一人暮らし」に改める。

第2条第1項第2号を次のように改める。

(2) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定により本市が備える住民基本台帳に記録されている者

第2条第1項中第3号及び第4号を削り、第5号を第3号とする。

第4条の次に次の1条を加える。

(シルバーホンの設置)

第4条の2 市長は、前条の規定によるシルバーホンの設置の決定を受けた者(以下「利用者」という。)に対し、次の各号に掲げ

る利用者の区分に応じ、当該各号に定めるシルバーホンを設置するものとする。

- (1) 固定電話回線を有する利用者 固定型シルバーホン（固定電話回線に接続して使用するシルバーホンをいう。以下同じ。）
- (2) 固定電話回線を有しない利用者 モバイル型シルバーホン（携帯電話回線に接続して使用するシルバーホンをいう。以下同じ。）

第5条を次のように改める。

（設置費）

第5条 シルバーホンの設置費（使用料を含む。）は、次の各号に掲げる利用者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 固定型シルバーホンの利用者で、前年分の所得税が非課税であるもの（当該利用者及びその属する世帯の主たる生計維持者の前年分の所得税が非課税である場合を含む。） 0円
- (2) モバイル型シルバーホンの利用者で、前年分の所得税が非課税であるもの（当該利用者及びその属する世帯の主たる生計維持者の前年分の所得税が非課税である場合を含む。） 月額440円
- (3) 前2号に該当しない者 費用の全額

第6条第1項中「シルバーホンの利用者（以下「利用者」という。）は、当該シルバーホン」を「利用者は、シルバーホン」に改め、同条第3項中「、当該シルバーホン」を「、シルバーホン」に改める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

（揭示済）

宇治市告示第47号

中小企業融資利子補給金交付要綱の一部を改正する要綱を、次のとおり定める。

令和2年3月31日

宇治市長 山本 正

中小企業融資利子補給金交付要綱の一部を改正する要綱  
中小企業融資利子補給金交付要綱（平成12年宇治市告示第95号）の一部を次のように改正する。

別表中「平成32年3月31日」を「令和3年3月31日」に、「1.4パーセント」を「1.3パーセント」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 改正後の別表補給金の交付額の欄の規定は、この要綱の施行の日以後に宇治市中小企業低利融資規則（昭和41年宇治市規則第14号）第5条の3第5項の規定による融資の実行のある者について適用し、同日前に同項の規定による融資の実行のあつた者については、なお従前の例による。

（揭示済）

宇治市告示第48号

中小企業融資保証料補給金交付要綱の一部を改正する要綱を、次のとおり定める。

令和2年3月31日

宇治市長 山本 正

中小企業融資保証料補給金交付要綱の一部を改正する要綱  
中小企業融資保証料補給金交付要綱（平成16年宇治市告示第48号）の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「、平成32年3月31日」を「、

令和3年3月31日」に改める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

（揭示済）

宇治市告示第49号

育児休業資金融資に係る宇治市保証料補給金及び利子補給金交付要綱を廃止する要綱を、次のとおり定める。

令和2年3月31日

宇治市長 山本 正

育児休業資金融資に係る宇治市保証料補給金及び利子補給金交付要綱を廃止する要綱

育児休業資金融資に係る宇治市保証料補給金及び利子補給金交付要綱（平成4年宇治市告示第80号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この要綱の施行の日前に育児休業資金融資を受けた者に係る廃止前の育児休業資金融資に係る宇治市保証料補給金及び利子補給金交付要綱の規定は、なお従前の例による。

（揭示済）

宇治市告示第50号

宇治市障害児保育事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を、次のとおり定める。

令和2年3月31日

宇治市長 山本 正

宇治市障害児保育事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱  
宇治市障害児保育事業補助金交付要綱（昭和59年宇治市告示第153号）の一部を次のように改正する。

別表中「94,950円」を「101,600円」に、「111,730円」を「119,330円」に、「46,490円」を「49,750円」に、「54,220円」を「57,910円」に、「169,200円」を「170,170円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 改正後の宇治市障害児保育事業補助金交付要綱の規定は、令和2年度以後の年度分の補助金について適用し、令和元年度分までの補助金については、なお従前の例による。

（揭示済）

宇治市告示第51号

宇治市未熟児養育医療給付要綱の一部を改正する要綱を、次のとおり定める。

令和2年3月31日

宇治市長 山本 正

宇治市未熟児養育医療給付要綱の一部を改正する要綱  
宇治市未熟児養育医療給付要綱（平成25年宇治市告示第44号）の一部を次のように改正する。

別表の備考以外の部分を次のように改める。

別表（第10条関係）

階層区分	世帯の階層（細）区分	1人又は2人以上の場合の1人目の徴収	2人目以降の徴収基準月額



		基準月額	
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯	0円	0円
B	A階層を除き、当該年度の市町村民税が非課税である世帯	2,600円	2600円
C	A階層を除き、当該年度の市町村民税が均等割のみ課税される世帯	5,400円	5400円
D1	A階層を除き、当該年度の市町村民税の所得割が課税される世帯	所得割の年額が15,000円以下である世帯	7,900円
D2	所得割の年額が15,001円以上21,000円以下である世帯	10,800円	1,080円
D3	所得割の年額が21,001円以上51,000円以下である世帯	16,200円	1,620円
D4	所得割の年額が51,001円以上87,000円以下である世帯	22,400円	2,240円
D5	所得割の年額が87,001円以上171,300円以下である世帯	34,800円	3,480円
D6	所得割の年額が171,301円以上252,100円以下である世帯	49,400円	4,940円
D7	所得割の年額が252,101円以上342,100円以下である世帯	65,000円	6,500円
D8	所得割の年額が342,101円以上450,100円以下である世帯	82,400円	8,240円
D9	所得割の年額が450,101円以上579,000円以下である世帯	102,000円	10,200円
D10	所得割の年額が579,001円以上700,900円以下である世帯	123,400円	12,340円

  

D11	所得割の年額が700,901円以上849,000円以下である世帯	147,000円	14,700円
D12	所得割の年額が849,001円以上1,041,000円以下である世帯	172,500円	17,250円
D13	所得割の年額1,041,001円以上1,222,500円以下である世帯	199,900円	19,990円
D14	所得割の年額が1,222,501円以上1,423,500円以下である世帯	229,400円	22,940円
D15	所得割の年額が1,423,501円以上である世帯	全額	左の徴収基準月額の10パーセント。ただし、その額が26,300円に満たない場合は、26,300円

別表の備考第1項第1号中「税額の合算額に基づいて」を「市町村民税の課税の有無等により」に改め、同項第2号ア中「適当」を「適当である」に改め、同号中エを削り、同号オを同号エとし、同表の備考第2項第2号ただし書中「、D14階層」を「、D15階層」に改め、同項第3号中「生じたとき」を「ある場合」に改め、同項第4号中「前年分の所得税の課税状況が判明しない場合の取扱いについては前々年分の所得税によることとし、当該年度」を「当該年度」に、「前年度」を「、前年度」に改め、同項第5号ただし書中「所得税又は」を削り、同項第7号中「若しくは同項第12号」を「又は同項第12号」に改め、「又は所得税法第2条第30号に規定する寡婦若しくは同条第31号に規定する寡夫」を削り、「、所得割の額及び所得税の年額」を「及び所得割の額」に改め、同項に次の1号を加える。

(8) 養育医療を受けようとする未熟児の属する世帯の扶養義務者が、指定都市(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市をいう。)に住所を有する者であるときは、その者を本市に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の宇治市未熟児養育医療給付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る養育医療に要する費用の徴収について適用し、同日前の申請に係る養育医療に要する費用の徴収については、なお従前の例による。

(揭示済)

宇治市告示第52号

宇治市福祉タクシー等利用券交付事業実施要綱を、次のとおり定める。

令和2年3月31日

宇治市長 山本 正

宇治市福祉タクシー等利用券交付事業実施要綱

宇治市福祉タクシー事業実施要綱（昭和59年宇治市告示第161号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この要綱は、外出が困難な心身障害者に対し、タクシーの利用料金及び自動車の燃料費の一部を助成することにより、心身障害者の生活行動範囲の拡大及び社会参加の促進を図り、もって福祉の増進に寄与することを目的とする。

（対象者）

第2条 福祉タクシー等利用券の交付を受けることができる者は、市内に居住する者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第19条第3項に規定する特定施設又は介護保険法（平成9年法律第123号）第13条第1項に規定する住所地特例対象施設に入所中の者にあつては、入所前に有した居住地が市内である者を含む。）で、次の各号に掲げるいずれかに該当するものとする。

- (1) 身体障害者手帳（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する身体障害者手帳をいう。以下同じ。）の交付を受けている者で、次に掲げるもの
ア 視覚の障害程度が1級又は2級の者
イ 下肢又は体幹の障害程度が1級、2級又は3級の者
ウ 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸又は小腸の機能の障害程度が1級の者
エ ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障害程度が1級又は2級の者
(2) 療育手帳（療育手帳制度について（昭和48年9月27日厚生省発見第156号厚生事務次官通知）による療育手帳をいう。以下同じ。）の交付を受けている者で、その障害の程度がAのもの
(3) 精神障害者保健福祉手帳（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第1項に規定する精神障害者保健福祉手帳をいう。以下同じ。）の交付を受けている者で、その障害等級が1級のもの

（申請）

第3条 福祉タクシー等利用券の交付を受けようとする者は、宇治市福祉タクシー等利用券交付申請書（別記様式第1号）により市長に申請しなければならない。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

2 前項の規定による申請は、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳（以下「手帳」と総称する。）を提示しなければならない。

（利用券等）

第4条 市長は、前条第1項の規定による申請があつたときは、福祉タクシー等利用券の交付の適否を審査し、当該交付を決定したときは、宇治市福祉タクシー等利用券（別記様式第2号。以下「利用券」という。）を交付する。この場合において、当該交付をもって当該決定の通知をしたものとみなす。

2 利用券は、タクシーの利用料金及び自動車の燃料費の支払のいずれにも利用することができる。

3 利用券は、1月につき10枚とし、前条第1項の規定による申請があつた日の属する月から当該年度分をまとめて交付する。

4 利用券の金額は、タクシーの利用料金の支払に係る利用にあつ

ては1枚当たり100円、自動車の燃料費の支払に係る利用にあつては1枚当たり70円とする。

5 利用券の有効期間は、第1項の規定による交付の日から当該交付の日の属する年度の末日までとする。

6 利用券は、再交付をしない。ただし、汚損し、又は破損した場合に限り、当該汚損し、又は破損した利用券を、同一枚数の新券と交換することができる。

（利用方法）

第5条 利用券の交付を受けた者（以下「利用者」という。）が利用券を利用する場合は、手帳を常に携帯し、タクシー乗務員又は給油所員から提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

2 タクシーの利用料金及び自動車の燃料費は、利用券及び現金その他の方法により支払わなければならない。この場合において、タクシーの利用料金にあつては100円未満、自動車の燃料費にあつては70円未満の額については、利用券を利用することができない。

3 利用券を利用することができる事業者は、宇治市福祉タクシー等利用券交付事業の実施に関し、本市と契約を締結した事業者とする。

（利用券の返還）

第6条 利用者が第2条の規定に該当しなくなつたときは、速やかに市長に利用券を返還しなければならない。

（不正利用等の禁止）

第7条 利用者は、利用券を不正に利用し、又は他人に譲渡してはならない。

2 市長は、利用者が前項の規定に違反したときは、利用券の返還を命ずるとともに、利用券の不正利用相当額について返還させることができる。

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の第4条の規定により提出されている宇治市福祉タクシー等利用券交付申請書は、改正後の第3条第1項の規定により申請されたものとみなす。

3 この要綱の施行の際現に改正前の別記様式第1号の規定により作成されている宇治市福祉タクシー等利用券交付申請書（兼受領書）は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

別記様式第1号（第3条関係）

宇治市福祉タクシー等利用券交付申請書

年 月 日

宇治市長宛て

宇治市福祉タクシー等利用券の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

Table with 5 columns: 申請者, 住所, 電話番号, 氏名, 生年月日, 年月日, 身体障害者手帳, 級, 障害名